

伊那警察署及び伊那市教育委員会
辰野町教育委員会・辰野町塩尻市小学校組合教育委員会
箕輪町教育委員会・南箕輪村教育委員会との間の
児童生徒の健全育成に関わる相互連絡に関する協定書

伊那警察署（以下「甲」という。）及び伊那市教育委員会・辰野町教育委員会・辰野町塩尻市小学校組合教育委員会・箕輪町教育委員会・南箕輪村教育委員会・（以下「乙」という。）は、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故等が多発する中で、青少年の非行問題が多様化、深刻化している現状を踏まえ、乙における小・中学校の児童生徒（以下「児童生徒」という。）の安全の確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心などを育み児童生徒の健全育成を推進するため、相互の連携に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図ることを目的とする。

（名称）

第2条 この協定に基づく施策の名称は、「伊那市・辰野町・辰野町・箕輪町・南箕輪村の児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度」（以下「連絡制度」という。）とする。

（連携関係機関）

第3条 この連絡制度において連携する関係機関（以下「連携機関」という。）は、次に掲げる機関とする。

- (1) 甲（警察官駐在所・交番・警部交番を含む。）
- (2) 乙並びに上伊那中部・北部1市2町1村内の小・中学校（以下「学校」という。）

（連携の内容）

第4条 連携機関は、一般的な情報交換による連携はもとより、児童生徒の安全を確保するために必要かつ具体的な情報及び個々の問題行動に着目した具体的な情報を相互に連絡することにより、実質的な連携を図るものとする。

- 2 甲及び乙は、必要に応じて学校と協議を行い、次条の対象の事案について具体的な対策を講じるものとする。

（相互連絡の対象事案等）

第5条 この連絡制度に係わる相互連絡の対象事案は、次に掲げる事案とする。

- (1) 安全確保のための相互連絡の対象事案

- ア 不審者に関する事案
- イ その他児童生徒の安全を確保するために必要な事案等

(2) 甲から学校への連絡対象事案

- ア 児童生徒が身柄付送致または身柄付通告された事案のうち甲が学校との連携を必要と認めるもの
- イ 児童生徒の非行及び不良行為が共犯で行われた事案並びに関係者が複数にわたる事案で、他の児童生徒に影響を及ぼすおそれがあり、甲が学校との連携を必要と認めるもの。
- ウ 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、犯罪被害を防止し、または健全育成のために甲が学校との連携を必要と認めるもの

(3) 学校から甲への連絡対象事案

- ア 重大かつ深刻ないじめ、暴力行為等の犯罪の可能性が高く、学校が甲との連携を必要と認めるもの
- イ 児童生徒の生命、身体または財産を保護するため、学校が甲との連携を必要と認めるもの
- ウ 児童生徒が犯罪被害に遭うおそれがあり、学校が甲との連携を必要と認めるもの
- エ その他事案の内容から、児童生徒の非行、犯罪被害を防止し、または健全育成のために学校が甲との連携を必要と認めるもの

2 連絡の必要性については、対象事案を取り扱った連携機関が、それぞれ判断するものとする。

(相互連絡の範囲)

第6条 この協定による相互連絡の範囲は、対象事案に係わる児童生徒の氏名、対象事案の概要及び対象事案に係る児童生徒の安全確保、再非行・被害防止並びに健全育成に質するため必要な情報とする。

(連絡責任者等)

第7条 連携機関による連絡責任者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 甲 伊那警察署 生活安全課長
- (2) 乙 教育長
- (3) 学校 学校長

2 連絡責任者は、それぞれ連絡担当者を指定するものとする。

3 連絡責任者または連絡担当者は、相互に連絡制度の目的に沿って、面接または電話により、速やかに連絡を行い、適切な措置が図られるよう配慮するものとする。

(秘密保持の徹底)

第8条 この連絡制度において相互に提供された情報については、秘密の保持を徹底するとともに、本制度の目的と趣旨を逸脱した取り扱いをしてはならない。

2 連絡責任者は、秘密の保持を徹底するために必要な措置を講じるものとする。

(配慮事項)

第9条 この連絡制度に係わる連携に当たっては、相互理解と信頼関係を保持するため、次の点に配慮するものとする。

(1) 相互に連絡される情報については、正確を期するものとする。

(2) 対象事案に関係した児童生徒の指導については、真に教育的効果を考えて行うものとする。

(協議)

第10条 この連絡制度を円滑かつ効果的に実施するため、実施後3年ごとに甲と乙において検討を加える。ただし、想定していない事案が生じた場合その他必要があると認めるときは、個々に、甲と乙が協議を行うことができるものとする。

(経費の負担)

第11条 この連絡制度の実施に係わる費用は、連携機関が協議してそれぞれに負担するものとする。

(実施期日)

第12条 この連絡制度は、協定締結の日から実施する。

この協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲及び乙両者が署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年4月20日

- 甲 伊那警察署
署長 ⑩
- 乙 伊那市教育委員会
教育長 ⑩
- 乙 辰野町教育委員会
教育長 ⑩
- 乙 辰野町塩尻市小学校組合教育委員会
教育長 ⑩
- 乙 箕輪町教育委員会
教育長 ⑩
- 乙 南箕輪村教育委員会
教育長 ⑩